

九州工業大学研究活動等  
不正防止対策実施計画（平成27年度）

九州工業大学 研究活動等不正防止対策室  
2015/06/03

## はじめに

昨年度、文部科学省が研究活動等不正防止に関するガイドラインが改正したのを受け、本学では、研究不正防止の体制を大幅に強化することとし、研究活動等の不正に対する基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言した。その後、基本方針を実現するための全学的な取組計画である「不正防止対策実施計画（平成26年度）」を制定し、計画にそって研究不正防止の体制整備を積極的に進めてきた。体制強化の初年度にあたる平成26年度は、ガイドラインで示される各種基準を達成することに主眼を置き計画を立案したが、体制強化2年目に当たる今年度は、不正防止に関する運用体制をより向上させるために、昨年度の取組み結果を点検・評価し、より適切な運用体制に変えることに主眼を置き新たな不正防止対策実施計画を策定した。今年度は本計画にもとづき、研究活動等の不正防止対策に関する具体的な取組を進めていくものとする。

## 平成27年度 実施計画

### 1 研究活動等不正防止のための組織体制の点検・維持

目標：学長の強いリーダーシップのもと、本学の不正防止対策の活動を強力に進めていく体制を維持するために、昨年度再構築を行った組織体制の運用状況を点検し、問題があれば改善を実施する。

計画：

○平成27年度中に検討・実施するもの

（研究活動等不正防止対策室）

- ・昨年度構築した不正防止に関する組織体制について、各責任者の役割、責任の所在・範囲、権限等が曖昧になっていないかという観点で点検し、要すれば改善するとともに、適切な体制が維持されるよう各責任者に対する啓蒙を実施する。
- ・昨年度再構築した、インシデント発生時の公益通報窓口からの情報の流れについて、シミュレーションを通じ各担当者で再確認し、告発者の保護が徹底されることと、適切な情報伝達ができることを再確認する。

### 2 不正の発生要因（リスク）に応じたリスク別対応計画の策定と推進

目標：昨年度策定し、実施したリスク別対応計画（不正の発生する要因（以下、リスクという）について分析、整理し対応計画として策定したもの）の取組結果をうけ、新たに平成27年度版リスク別対応計画を策定・実施し、組織全体の不正の発生リスクを逡減させる。

計画：

- 平成27年度中に検討・実施するもの  
(研究活動等不正防止対策室、人事課、会計課、研究協力課)
- ・平成26年度のリスク別対応計画をベースとし、平成27年度のリスク別対応計画を策定し、実施する。計画の策定にあたっては、他機関で発生した不正事案の発生要因を参考にするとともに、平成26年度の計画により改善した事項についてはその後の状況の点検を行うことを計画に盛り込み、昨年度の改善結果を適切に評価することとする。

### 3 各種規程、運用ルール等の点検・見直し

目標：各種規程、運用ルール等の点検・見直しを適切に行い、研究活動等に関する適正な運営・管理ができる環境を維持する。

計画：

- 平成27年度中に検討・実施するもの  
(研究活動等不正防止対策室、総務課>企画総務係、人事課、会計課、研究協力課)
- ・本計画及びリスク別対応計画の推進による業務変更及び法令等の改正を常に把握し、学内の各種規程や運用ルール等の見直しを随時行い、研究活動等に関して適正な運営・管理ができる環境を維持する。
- ・本学では、研究データの保存期間について原則5年間保存することを昨年度規程で定めたが、平成27年3月6日に公開された「科学研究における健全性の向上について」(日本学術会議)で、研究データの保存期間は原則10年間とすることが適当と回答されたことを受けて、学内規程の見直しについて議論を行う。

### 4 学内外への情報の周知、公開の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール等を学内外に対して適切に周知、公開する。

計画：

- 平成27年度中に検討・実施するもの  
(研究活動等不正防止対策室、総務課>広報企画係)
- ・整備した方針、体制、規則、各種相談窓口等について、学外に対しては本学公式Webページ上に掲載し、学内に対してはグループウェア上に掲載する形で、随時周知しているが、今年度も継続して実施する。
- ・学内については単にグループウェアに情報を掲載するだけでなく、各種職員研修や説明会等の機会を通じ、積極的に周知し、より一層の学内での理解度向上を図る。

## 5 研修・教育の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール、研究倫理等を職員及び研究者に対して徹底し、不正防止対策の理解や意識を高める。また、学生に対して、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成する。

計画：

○平成27年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室)

- ・平成27年3月6日に公開された「科学研究における健全性の向上について」(日本学術会議)で、研究倫理教育の実施頻度について最低5年に一度は実施すべきとされたことを受け、今後の全学での一斉教育の実施頻度について検討し、決定する。
- ・新たに採用された職員及び研究者向けに、採用時点で不正防止に関する教育を受講させることを徹底するとともに、教育の受講後には内容を理解し、遵守する旨誓約する誓約書の提出を徹底させる。

(研究活動等不正防止対策室、教育企画室)

- ・昨年度策定した学生に対する不正防止に関する階層別教育について、計画通り適切に実施するとともに、教育内容及び実施方法について点検を行い、問題があれば改善を図る。